

<お知らせ>

令和6年1月30日
福井県農業信用基金協会

令和5年の突風および令和6年能登半島地震により被害を受けられた
農業者の皆様へ

この度当協会は、令和5年の突風および令和6年能登半島地震により被害を受けられた農業者の皆様が農業経営の維持回復、経営再建に必要な資金のお借入れに際し必要な保証料について、保証料率の軽減を行うことといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

(1) 軽減内容

資金名	通常保証料率	軽減後保証料率
農業災害資金	年0.4%	<u>年0.2%</u>

(2) 対象案件

令和6年1月30日（火）から令和6年6月28日（金）までに融資機関が受け付けた案件を対象とします。

(3) その他

軽減後の保証料については、JAグループまたは県より全額助成があります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
担当部署 業務部業務課
TEL:0776-27-8297